

2021年5月10日

ご利用の皆様へ

住友総合グラウンド支配人

緊急事態宣言延長に伴う施設再開・利用人数等制限について

今般の兵庫県の緊急事態延長を受け、下記の通り「屋外・個人利用目的」に限り部分的に開場することとします。

尚、兵庫県の方針ではスポーツ施設は屋内外に拘らず時短のみの要請ですが、現在の関西の感染・医療状況を踏まえる中で、皆様の健康維持を資する施設としての使命を果たすべく苦慮した次第です。

何卒、引き続きご理解ご協力をお願い致します。

記

1. 変更日 2021年5月12日（水）～緊急事態宣言終了迄

2. 利用施設、人数

原則個人利用のみの利用可

- |        |              |
|--------|--------------|
| ・野球場   | 団体利用のみの為利用不可 |
| ・陸上競技場 | 個人利用可 団体利用不可 |
| ・テニス1面 | 4名以下利用可      |

※体育館閉鎖、第1CH、第2CH、メインスタンドの屋内施設は閉鎖  
(更衣室は使用不可・トイレのみ使用可)。

※応援、観覧はお控えいただきます。

3. 時間制限 それぞれ半日を上限とします（変更なし）。

尚、今後の感染状況や県・市との協議により変更を都度加えて参ります。

以 上